

令和 2 年 5 月 27 日
練 馬 区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は5月25日、東京都を含む5都道府県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を解除し、これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を終了しました。

東京都は、休業要請の段階的な緩和等を示した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」(以下「ロードマップ」といいます。)を公表し、5月26日から実施しています。

区は、これらの状況を踏まえ、以下のとおり区立施設を順次、再開します。また、民間施設については、これに準じた対応をお願いすることとします。なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

1 基本的な考え方

都は、ロードマップにおいて、休業要請の緩和をステップ1から3まで段階的に実施することとしています。区は、この方針に従って区立施設を再開します。

①5月28日から順次、図書館など一部の区立施設を再開します。それ以外の施設は、都がステップ2に移行した段階で再開します。

各区立施設がどのステップに位置付けられているかは、別表「ステップ別施設一覧」をご参照ください。

②施設の再開に当たっては、感染防止対策を引き続き徹底します。そのため、入場制限や利用定員の制限などを行います。

飲食を伴うもの、合唱、ダンス、カラオケ、麻雀、入浴等、3つの密を避けることが難しいものは、再開する施設においても引き続き当面の間、利用を休止します。

③区民の皆様にも、感染リスクが高まる3つの要素(①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声)が重ならない配慮を、引き続きお願いします。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

①区立小中学校、区立幼稚園は6月1日(月)から分散登校を実施しながら再開します。学校再開に合わせ、児童館、地区区民館はランドセル来館事業を行います。

②びよびよ(子育ての広場)は、ステップ2で再開します。

③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり運営します。6月中は、保護者の皆様に可能な限り登園(室)を控えていただくようお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり運営します。
- ⑤敬老館、はつらつセンターは、ステップ2で再開します。

【その他の区立施設】

- ⑥図書館および石神井公園ふるさと文化館、分室は、5月28日（木）から再開します。美術館は、特別展示の準備を行い、6月2日（火）を目途に再開します。いずれも入場制限などの対応を行います。
- ⑦体育館、庭球場等のスポーツ施設は6月1日（月）から一部の利用を再開します。
- ⑧地区区民館や地域集会所等の集会施設などは、ステップ2で再開します。
- ⑨公園の複合遊具、駐車場は、5月28日（木）から利用を再開します。

【イベント】

- ⑩区が主催するイベントは、ステップ2から、規模に応じて順次、再開します。参加者の3つの密を回避する観点から、参加人数によっては、縮小や延期、中止の判断を行います。

3 区民の皆様へのお願い

- (1) 区立施設の利用に当たっては、感染防止のため事前の検温、手洗い、マスクの着用、連絡先等の提供にご協力をお願いします。
- (2) 国の「新しい生活様式の実践例」や、都の「暮らしや働き方の『新しい日常』」を参考に、感染拡大の防止にご協力をお願いします。